

一般取引条件

2018.09.01付け

1. 総則

1/1.

Contrinexによる商品および/またはサービス(以下「供給品」という)の供給に関するContrinexおよび買主間の法律関係は、本「一般取引条件」にのみ排他的に準拠する。買主が提示する一般条件は、Contrinexが書面で明確に同意した範囲に限り適用されるものとする。

1/2.

事前に書面で合意されない限り、相手方に申し入れられた価格およびサービスは、拘束力を有さない。契約は、Contrinexによる注文の受諾(「注文確認書」)をもって締結される。当該注文確認書は、郵便、ファックスまたは電子的方法により伝達することができ、署名の有無を問わず有効である。Contrinexによって提供される供給品の範囲は、注文確認書およびその付属書によるのみ定義される。

1/3.

広告パンフレットまたは広告カタログおよびイラストに含まれる情報は、拘束力を有さない。技術文書に含まれるデータは、これらの技術文書が附属書として注文確認書に添付され、また、そのデータが特徴として明示的に保証される範囲においてのみ拘束される。当該保証は、保証期間が終了するまでの間に限り有効である。

1/4.

Contrinexは、買主に事前に通知することなく、製品を改良または修正する権利を保有する。ただし、当該改良または修正は、製品の形態、適合または機能に影響を及ぼさないものとする。これは、特に、ASIC、マイクロコントローラ、およびその他の製品または構成部品の改良に当てはまるが、これらに限定されない。ただし、製品仕様は同一であるか、またはより良いものであることを条件とする。

1/5.

ツールおよび機器は、Contrinexの独占的財産である。買主が支払うツールもContrinexの独占的財産である。Contrinexは、供給品の最終引渡後、いかなるツールも適合した(適切である)と見なす権利を有するものとする。

1/6.

Contrinexは、契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡する権利を有する。

2. 納品

2/1.

合意された納入期間は、すべての技術的および商業的側面が解決された書面による注文確認が存在し、そしてすべての重要な技術的事項が最終的に明確化され、買主が供給する部品が適切かつ適時に提供され、輸入、輸出、通過および支払許可などのすべての正式な手続きが取得および/または満たされるまで、開始されないものとする。Contrinexは、供給品の部分的納入を行うことおよび10%を上限とするが少なくとも3個までの余剰/不足納入を行うことにつき権利を有するものとする。

2/2.

遅延がContrinexのみに起因しない場合、納期は適切な期間だけ延長されるものとするが、少なくとも遅延した期間は延長されるものとする。このことは、具体的には、ただし以下は網羅的記載ではないが、(a) Contrinexが契約の履行のために必要な情報、承認および発表を適時に受領しない/できない場合、(b) 買主または買主から委任された第三者が、実施しなければならない業務または契約上の義務の履行を遅滞している場合、特に買主が支払条件を遵守しない場合、(c) Contrinexへの納品が遅延または不正確である場合に適用される。

2/3.

納期を超過した場合であっても、買主に注文を取り消す権利は付与されないものとする。納期超過に関する責任は免責されるものとする。

3. 再販売

3/1.

再販業者は、再販売の権利が取り消されない限り、通常の営業過程で再販売することを許可される。

Contrinexは、(a) 買主が支払を停止した場合、(b) 買主が支払遅延状態にある場合、または(c) 契約締結後に財政状態の悪化の証拠がある場合、もしくは契約締結後に、Contrinexの権利が履行不能により危険にさらされるという疑いを裏付ける事実が存在する場合、この再販売の権利を取り消すことができる。Contrinex(連帯)の権原を有する商品に関して、買主は、担保として、再販売または他の法律上の理由により発生するすべての請求権を、供給された対応する品目の請求金額の合計額で、Contrinexに譲渡する。要求があれば、買主は、譲渡の宣言書をContrinexに提出する義務を負う。買主は、通常の営業過程において、自己の名義で、譲渡した債権について取り立てる権限をContrinexから与えられている。この取立権はContrinexが取り消すことができるが、通常の営業上の再販売の権利の場合と同一の事由によって取り消すことができる。

3/2.

再販売を行う場合、買主は、第11条に記載する規則を遵守し、それに応じて買主自身の顧客に義務を負わせることを約する。買主は、第3/2条に基づく義務の不遵守に起因するすべての損害および費用をContrinexに補償し、それに関連してContrinexに対して提起された第三者からの請求につきContrinexを免責するものとする。

4. 保証

4/1.

Contrinexは、危険負担の移転時に供給品が新規かつ未使用であること、供給品がContrinex基準および合意された技術仕様と適合していること、および保証期間中、供給品に、欠陥部品またはContrinexによる欠陥/不良処理に起因する欠陥がないことのみを保証するものとする。

4/2.

保証期間は、危険負担の移転のときから24ヶ月とする。修理または交換を行ったとしても、当初の保証期間は延長されないものとする。

4/3.

Contrinexは、以下に適用する事項・事由に対し、いかなる保証もしない。(a) Contrinexが供給するソフトウェア、(b) Contrinexが納品するが第三者が製造する供給品、(c) Contrinexのみの責任によらない欠陥、(d) (i) 合意された品質からの逸脱が重要でないかまたは欠陥が使用可能性にわずかな影響しか及ぼさない場合、または(ii) 欠陥が自然消耗・破損、危険負担の移転後の予見不可能な出来事もしくは損害、不適切なもしくは過失による取扱、通常でない物理的負担もしくは電子的負荷、過剰使用、誤用、過失、不適切な付属品との使用、不適切な組立品もしくは梱包、Contrinexが実施しない表面実装、契約に明示的に記載されていない不適切な根拠もしくは特定の外部の影響、または(iii) Contrinexが配送した後に、買主、買主の顧客もしくはエンドユーザーにより改造された場合、買主、買主の顧客もしくはエンドユーザーにより保証シール(保証印)が除去もしくは変更された場合、または(iv) 瑕疵もしくは損害が、買主の供給品もしくはその部品の設計不良に起因する場合、または(v) 買主の要求事項および仕様書に従って実施された作業に起因する場合、(e) 試作品、生産前部品もしくは試験サンプルに関して、および(f) 買主の財産であるか、買主により提供されるか、または買主の指示に基づきContrinexが製造もしくは調達する付属品、工具もしくは試験機器に起因する瑕疵または損害の場合、つまり買主が供給する部品の寸法精度および機能性に関する責任は、専ら買主に帰属する。Contrinexが認識した瑕疵は、買主に通知される。

4/4.

Contrinexが納品した供給品の欠陥に単独で責任を負う範囲において、Contrinexは、その独自の裁量および単独の救済方法により、納品された品目が修理もしくは交換され、またはその価格が貸方記入(銀行口座へ入金)もしくは返金されることを保証する。供給された部品に起因する欠陥に関するContrinexの責任および保証は、供給者に対するContrinexの償還請求権に限定されるものとする。買主による契約の解約、取消および終了の権利は、排除されるものとする。

4/5.

継続性不具合が発生した場合、両当事者は、その原因、影響を受けた供給品の数および必要な措置を決定するために協力するものとする。この意味での継続性不具合とは、同一の根本原因を有する不具合であって、同一の継続故障により影響を受ける供給品の最小量が保証期間内に3,000個を超える場合を条件として、過去6ヶ月間に供給品の5%超に発生した不具合をいう。継続性不具合に対するContrinexの全責任は、以下のものを超えないものとする。継続性不具合があった場合、Contrinexは、欠陥のある供給品がContrinexの独自の裁量により修理、交換、貸方記入または返金されることのみを保証する。継続性不具合があった場合、Contrinexの責任は、いかなる場合においても、Contrinexが過去6ヶ月間に相当する供給で達成した売上収益の3%上限とする。

4/6.

拒否された供給品は、要求に応じてContrinexに送付されなければならない。供給品が交換された場合、交換された供給品は、Contrinexが所有権の移転を放棄しない限り、Contrinexの財産となる。

5. 危険負担の移転

5/1.

危険負担は、供給品の選択/提供がなされた時に買主に移転するものとする。Contrinexが据付、組立または試運転を実施した場合には、危険負担は、据付または組立場所への供給品を引渡した時に買主に移転するものとする。

5/2.

供給品の発送、設置、組立または試運転が、買主の責めに帰すべき理由により遅延または行われなかった場合、危険負担は、遅延が発生しなかった場合に買主に移転したであろう時期に、買主に移転するものとする。

5/3.

Contrinexは、要求があり次第、買主の費用負担で、輸送、火災もしくは水害に起因する盗難、破損および損害に対して、またはその他の保険対象となるリスクに対して、納入品を保証するものとする。

6. 責任

6/1.

第4条に基づき明示的に示されるものを含め、強制的な法的規制に従うことを条件として、Contrinex、その団体、株主、従業員、関連会社、代表者または代理店、下請業者、供給業者および指名人に対する買主のすべての権利および請求権（法律に基づくものか否かにかかわらず）は、法的に可能な範囲において排除されるものとする。網羅的に記載されているわけではないが、製造損失、遅延に基づく損害賠償、使用したことによる損失、データまたはデータ記憶媒体へ損失・毀損、データの損失・毀損に対する損害の回復費用、逸失利益、およびその他の直接的、間接的または結果的損害に対する請求権は、当該損害発生の可能性がContrinexに対し明示的に指摘されていたとしても、排除されるものとする。

6/2.

一般に適用される法律の対象となっていない買主による強制可能な請求権は、各個別契約に基づく供給に対して過去6ヶ月間に買主がContrinexに支払った金額の5%に相当する金額に限定されるものとする。ただし、これらの請求権は、両当事者が個別に確定した価額に限定されるものとし、どの主張された請求の時点にも存在するContrinexの賠償責任保険に比喩するものとする。

6/3.

第4/2条に定める保証規則に基づき、買主による損害賠償請求は、24ヶ月を経過した時点で阻止されるものとする。損害防止対策(製品リコール等)に関する買主の請求についても、同様とする。

6/4.

両当事者は、両当事者が関与する請求、手続きまたは訴訟が、両当事者の一方または双方に対して提起されたことを知った場合、直ちに相互に通知するものとする。両当事者は、相互防衛において相互に適切に支援することを約束する。第三者がContrinexに対して直接請求を行う場合、買主は、請求が保証または責任について合意された最高限度額を超える範囲において、Contrinexを免除するものとする。

7. 不可抗力

7/1.

不可抗力事由により、Contrinex が合理的な期間内にサービスを提供することができない場合、両当事者は、契約の全部または一部を取り消す権利を有する。Contrinexの責めに帰さないその後の契約履行不能についても、同様とする。当該取消しについては、損害賠償の請求をすることができない。一方の当事者は、上記の理由により契約を取り消そうとするときは、遅滞なく他方の当事者に通知しなければならない。

7/2.

Contrinex は、自らの過失によることなく、Contrinex が契約の履行を命じられた商品を正確かつ適時に供給できなかった場合、引渡義務を免除される。

7/3.

不可抗力の場合、国際商業会議所(ICC)、パリ(INCOTERMS)の不可抗力条項は、契約締結時において有効なバージョンが適用されるものとする。

8. 価格、契約の修正、支払条件

8/1.

価格は、工場渡し価格であり、梱包および付加価値税を除き、それぞれの法律で支払われるべき金額である。価格に明示的に含まれないすべての費用(例えば、関税、輸出、通過、輸入およびその他の認めらるるに認証にかかる費用)は、買主が負担するものとする。買主は、Contrinexの要求に応じて、いつでも相殺可能な前払いを適切な金額で提供するものとする。

8/2.

Contrinex は、価格および条件を変化した状況・環境に合わせて変更する権利を有するものとする。特に (a) 買主がその後修正または追加を要求する場合、(b)(i) 購入業者が提供する書類および情報が不完全である場合、または、(ii) 実際の事情と一致しない場合、(c) 価格付けの基礎となる条件(特に、通貨平価または原材料価格)が、注文時と合意された履行日の間で実質的に変化した場合である。

8/3.

別段の合意がない限り、Contrinexからの請求書に対しては、30日以内に支払われるものとする。支払いは、現金払い費用、税金、手数料、手数料、関税等および合意されていない現金割引を差し引くことなく、Contrinexが指定する銀行口座に対して行われるものとする。支払いは、Contrinexが制限なしに金額を処分できる場合にのみ行われたとみなされる。

8/4.

支払期日までに支払が行われない場合、買主は自動的に債務不履行となり、Contrinexは、更なる請求権を損なうことなく、(a) 支払期日からスイスナショナル銀行の関連割引率を8%上回る率であるが、法律で許容される最高額を超えない率で利息を請求するか、または(b) 契約を取り消し損害賠償を請求する権利を有するものとする。

8/5.

買主による支払停止または買主に対する破産手続きの開始申請の場合、損害賠償請求を含め、取引関係から発生するContrinexの買主に対するすべての請求権は、直ちに支払期日が到来するものとする。かかる場合、買主は、時効期間(制限期間)に基づく異議を撤回不能なものとして放棄するものとし、Contrinex は、この放棄を承諾するものとする。さらに、Contrinex は、通知なしに、自己の裁量により、取引関係の全部または一部を終了させ、損害賠償を請求する権利を有する。

8/6.

買主は、異議のない、または法的に確認された反対請求に関してのみ、相殺、先取特権または留保の権利を主張することができる。

8/7.

Contrinex は、買主が通知する瑕疵または不具合が発見または再生できない場合、その追跡に関連する費用を買主に請求する権利を有するものとする。

9. 検査

買主は、受領後合理的な期間内に供給品を検査し、欠陥があれば直ちに書面でContrinexに通知することに同意する。買主がそれを怠った場合、隠れた瑕疵を条件として、供給品は、瑕疵のないものとして承認されたものとみなされるものとする。

10. 産業財産権および著作権

10/1.

Contrinexおよび/または第三者のすべての知的財産権(「財産権」)は、留保される。要求があれば、あらゆる媒体上のすべてのコピーを含む文書は、直ちにContrinex に返却されなければならない。

10/2.

Contrinexが買主から提供された情報、スケッチ、図面、サンプル、マトリックスまたは他の文書に従って行う納品は、知的財産権(特許、意匠、商標、半導体トポグラフィーおよび著作権など)に関しては買主単独のリスク(責任)で行われるものとする。第三者の知的財産権が当該納品の実施により侵害された場合、Contrinex は、侵害に対しても第三者による請求に対しても責任を負わないものとし、通知なしに配送の実施を中止する権限を有するものとする。買主は、第三者の知的財産権の侵害に起因する損害賠償を負担するものとし、最初の要求に関してContrinexに損害を全く与えないものとする。

11. 法律の遵守

11/1.

買主は、納入された商品の再販売を行う場合またはその他の使用をする場合、関連する法規の遵守を保証する義務を負う。当該関連する法規とは、次に適用するものをすべて含むが、これに限定されない。

(a) ドイツ国外貿易法(ドイツAußenwirtschaftsgesetz-AWG)、(b) ドイツ国外貿易規則(ドイツAußenwirtschaftsverordnung-AWV)、(c) 欧州連合デュアルユース指令(No.428/2009)、(d) 米国輸出管理規則(EAR)および(e) 禁輸または制裁対象の国および地域が記載された最新のリスト、ならびに、現在有効な他の適用される国際および現地の規制。これらにより、顧客は同じ手続きに従うことを約束する。買主は、第11条に定める買主またはその顧客側の法的規定の不遵守に起因するすべての損害および費用に責任を負うものとし、それに起因する第三者の請求からContrinexを免除するものとする。

11/2.

買主は、契約およびContrinex の事業に関するすべての汚職防止法を遵守するものとし、その役員、取締役、従業員または代表者が当該法律に違反する行為を行っている/行ったことを発見または疑った場合、直ちに書面でContrinex に通知するものとする。

12. 変更及び追加

両当事者は、本「一般取引条件」について、すべての変更を書面で行うことを条件として、変更を行う権利を有する。また、書面様式自体の要求は、書面でのみ放棄することができる。

13. 分難条項

本「一般取引条件」の個々の条項が法的理由により最終的に法的に無効または強制不可能と判明した場合、本「一般取引条件」の残りの条項の有効性は影響を受けないものとする。この場合には、両当事者は、問題になっている条項を、可能な限り当初の条項と経済上の観点から同等であり有効な条項に置き換える合意を行うものとし、かつ、両当事者は当該有効な条項に従う。

14. 準拠法・裁判管轄地

両当事者間のすべての契約/合意は、抵触法の条項に関係なく、日本法に準拠するものとする。国際物品売買契約に関する国連条約は、適用されないものとする。本契約から直接的または間接的に発生する訴訟の専属管轄地は、Contrinexの事業所とする。ただし、Contrinex は、買主の事業所に所在する裁判所に提訴する権利を有するものとする。